



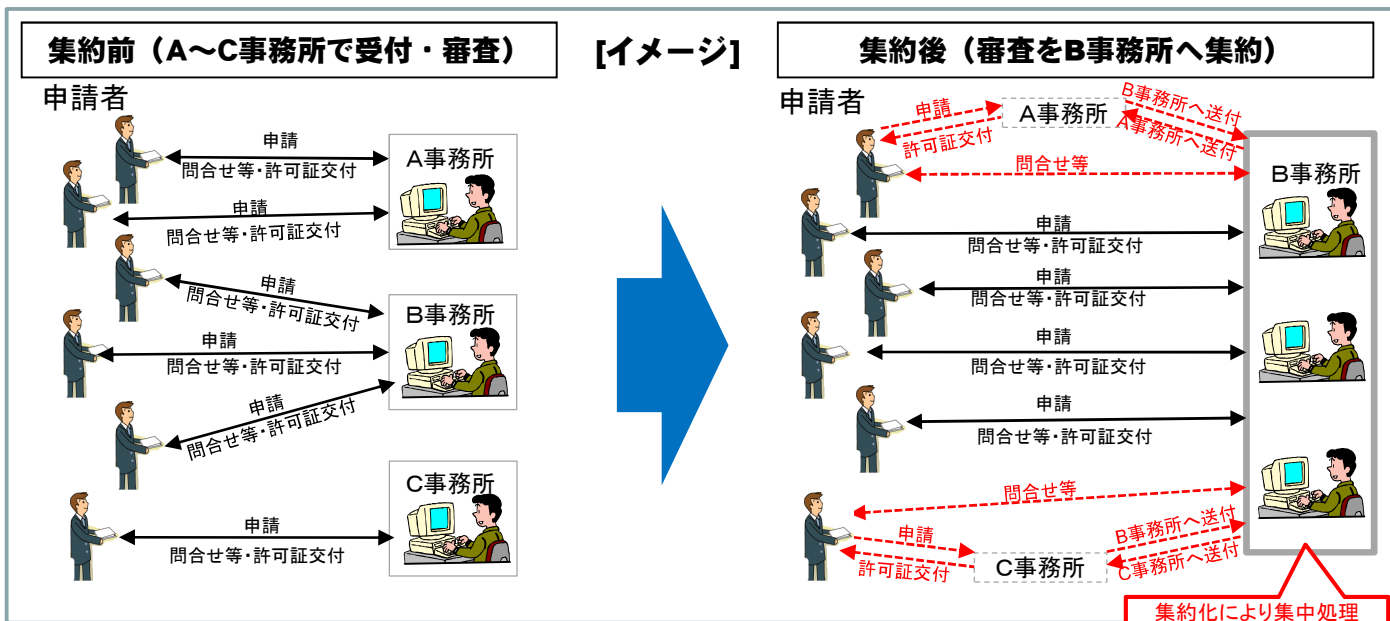
平成28年度より、北陸地方整備局は 特殊車両通行許可申請に係る審査体制を集約化します

特殊車両通行許可申請の審査を効率的且つ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、平成28年度から、北陸地方整備局管内の国道事務所における**審査体制を集約化**（※）します。

（※）H26.5.9報道発表「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」3.（3）④
【国土交通省HP】http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【集約化の概要】

これまで個々の窓口事務所で行っていた申請の審査作業を、集約先の事務所で一括して集中的に実施。これに伴い、従前と較べて以下の点が変わります。



【北陸の集約化】

- 特車申請に係る相談等はこれまでどおり各事務所を窓口として受け付けます。
- 申請内容の確認や補正のお知らせは、原則全て集約先事務所で行います。
- オンライン申請については、これまでどおり各事務所を提出先として選択できます。
- 紙・FDでの申請についても、これまでどおり各事務所に引き続き提出できますが、集約先事務所との書類往復に時間を要するため、できる限り、オンライン申請を利用されるようお願いいたします。
- 許可証の受け取りは、これまで通り申請書を提出頂いた事務所となります。



平成28年度の審査体制集約化対象事務所

北陸地方整備局（道路部道路管理課）

新潟国道事務所
長岡国道事務所
高田河川国道事務所
富山河川国道事務所
金沢河川国道事務所

審査業務の集約



新潟国道事務所

- オンライン申請については、これまでどおり各事務所を提出先として選択できます。
- 紙・FDでの申請についても、これまでどおり各事務所に引き続き提出できます。
- 特車申請に関する問い合わせも各事務所窓口で受付けます。
- 集約化に伴い審査方法を統一しますので、審査手順がこれまでと若干変わる場合があります。

窓口の集約についてのお問い合わせは・・・

各事務所 及び 整備局道路管理課までお問い合わせください。

オンライン申請についてのお問い合わせは・・・

特車運用事務局（関東地方整備局道路部交通対策課内）

電話:048-601-3223

ホームページ:<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

申請者の皆様へ



申請前にもう一度確認を！

不備のない申請書類は、
スピーディーな審査につながります。

申請書の提出前に、必ず次の3点についてチェック！

- ① 申請書と車検証に整合がとれているか。
- ② 出発地、目的地、通行経路は確実に記載されているか。
- ③ 簡易算定機能により、申請内容が確認されているか。

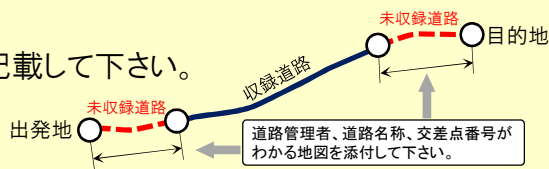
① 申請書の記載内容は間違えていませんか。

申請書に記載する車両諸元は、代表車検証の諸元で間違いがないか確認して下さい。
積載物を記載する場合は、積載物を含めた諸元を記載する必要があります。
申請書に記載する車両ナンバーと車検証のナンバーに間違いがないか確認して下さい。
※車検証は忘れずに申請書に添付して下さい。

② 出発地、目的地、通行経路は確実に記載されていますか。

経路に「未収録道路」が含まれる場合、通行する経路、出発地、目的地がわかる地図を作成する必要があります。

未収録道路には道路名称(〇〇市道〇〇線)を記載して下さい。
(申請書・地図)



③ 簡易算定機能により、申請内容を確認されていますか。

インターネットで簡易算定機能の利用をおすすめします。
通行条件、通行不可、個別審査箇所の確認ができ、
経路の見直し等の参考とすることができます。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> ●こちらからアクセスできます。

